

証券コード 8554
平成26年6月11日

株主各位

鹿児島市山下町1番1号
株式会社 **南日本銀行**
取締役頭取 森 俊英

第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第106期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、
ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 鹿児島市山下町1番1号 当行本店4階ホール

3. 目的 事項

- 報告事項
1. 第106期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第106期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://nangin.jp>) に掲載しておりますので本添付書類には記載しておりません。なお本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://nangin.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎ 当日は**軽装（クールビズ）**にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。

目 次

第106期定時株主総会招集ご通知	1
目次	3
(第106期定時株主総会招集ご通知 添付書類)	
事業報告	
1. 当行の現況に関する事項	4
(1) 企業集団の事業の経過及び成果等	4
(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況	7
(3) 企業集団及び当行の使用人の状況	8
(4) 営業所等の状況	9
(5) 企業集団の設備投資の状況	9
(6) 重要な子会社等の状況	10
2. 会社役員(取締役、監査役)に関する事項	12
3. 社外役員に関する事項	14
4. 当行の株式に関する事項	15
5. 会計監査人に関する事項	16
6. 業務の適正を確保するための体制	17
連結計算書類	19
連結貸借対照表	19
連結損益計算書	20
連結株主資本等変動計算書	21
計算書類	22
貸借対照表	22
損益計算書	23
株主資本等変動計算書	25
監査報告書	27
連結計算書類に係る会計監査報告	27
計算書類に係る会計監査報告	28
監査役会の監査報告	29
株主総会参考書類	31
第1号議案 剰余金処分の件	31
第2号議案 取締役8名選任の件	32
第3号議案 監査役2名選任の件	35

(添付書類)

事 業 報 告
(平成25年4月1日から)
(平成26年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【金融経済環境】

当連結会計年度のわが国経済は、政府や日本銀行による金融・財政面での政策効果が広く波及したことにより、公共投資や住宅投資の拡大に加え、企業収益が改善する中で雇用情勢の好転や個人消費・設備投資に持ち直しの動きが見られるなど、全体としては緩やかな回復基調が続きました。

県内経済におきましても、いまだ力強さには欠けるものの、公共投資が堅調に推移するとともに、観光や個人消費で回復の兆しが見えるなど、全体としては緩やかな持ち直しの動きとなりました。

【事業の経過及び成果】

このような経営環境のもと、当行は平成23年4月にスタートさせた「第6次中期経営計画『なんぎん維新』～“地域力”クリエイトバンクへの挑戦～」の最終年度を迎え、当行グループを挙げて「収益力の強化」「経営の効率化」「資産の健全化」などの経営内容の充実に努めた結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

<預金>

預金は、安定した資金調達を第一に考え、一般の個人・法人預金を中心に増強を図った結果、当連結会計年度末の残高は、前連結会計年度末に比べ155億円増加して6,753億円となりました。

<貸出金>

貸出金は、中小・個人向けの中・小口貸出や住宅ローン等を中心に増強を図った結果、当連結会計年度末の残高は、前連結会計年度末に比べ154億円増加して5,407億円となりました。

<有価証券>

有価証券は、前連結会計年度末に比べ52億円増加して988億円となりました。

<損益>

当連結会計年度の経常収益は、有価証券売却益等の増加により、前連結会計年度に比べ19億89百万円増加して204億80百万円となりました。

一方、経常費用は、与信関連費用及び株式償却等の増加により、前連結会計年度に比べ12億85百万円増加して174億93百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前連結会計年度に比べ7億5百万円増加して29億87百万円となりました。当期純利益は前連結会計年度に比べ8億34百万円増加して26億11百万円となりました。

<店舗関係>

平成25年4月に西谷山出張所が新築オープンし、平成26年2月には上川内出張所が新築オープンしております。

また、店舗外CD及びATMにつきましては、1カ所の新規設置を行いました。併せて7カ所のATMを廃止いたしましたので、平成26年3月末現在で102カ所の設置となっております。平成26年4月にはセブン銀行とのATM利用提携を開始し、お引き出しについては、ほぼ24時間利用可能となるなど、利便性の向上に努めております。

<金融サービス>

金融サービス面では、退職金の運用ニーズに応える「一期一得定期預金」を昨年度に引き続き販売したほか、平成25年9月の当行創業100周年を記念して、公共性の高い福祉団体への寄付を行う社会貢献型定期預金である「with you定期預金」および、宝くじ付定期預金である「よか夢」定期預金」の2つの記念定期預金を発売いたしました。加えて、株主の皆様へ日頃のご支援にお応えするため、「株主優遇定期預金」も販売しており、商品ラインナップの充実に努めています。

また、平成23年4月より非対面によるバーチャル店舗であるミナミネット支店を開設し、24時間インターネット、携帯電話等によるローン申込みの受付を可能にしたほか、中小企業や事業者の皆様向けに、過度な担保に依存しない融資（ABL等）にも積極的に取り組むとともに、平成23年10月からは、当行の中期経営計画の柱として地元取引先事業者に対する本業支援策である「WIN-WINネット業務」に取り組んでおります。

さらには、中小企業円滑化法終了後においても、「金融円滑化相談窓口」「中小企業相談窓口」を設置しており、コンサルティング機能の発揮により、中小企業等の皆様の資金繰りや経営改善支援に引き続き対応しております。

今後も、新商品の開発やお客様へのサービスの充実に積極的に取り組んでまいります。

【対処すべき課題】

地域金融機関を取り巻く経営環境は、顧客ニーズの多様化や金融機関同士の競争激化により厳しさを増しております。このような中、当行が地域を支え、底上げすることで地元鹿児島を中心とした地域経済の活性化に取り組むとともに、継続的な収益を確保する必要があると考えております。

当行は平成26年4月より『新中期経営計画「なんぎん維新Ⅱ」～“地域力”クリエイトバンクへの挑戦～』をスタートさせています。本計画においては、前計画に掲げたWIN-WINネット業務（新販路開拓コンサルティング）をはじめとした各施策をさらに加速させることで、「お客様との接点の拡大そして深化」へ向けたビジネスモデルの構築を目指しております。

当行は、平成25年9月4日に創業100周年を迎えました。これも永年にわたるお客様・株主の皆様・地域の皆様方の支えによるものと感謝申し上げますとともに、次の100年に向け、「地域に密着し、真に地域の発展に役立つ銀行」を目指してまいります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
連 結 経 常 収 益	193	191	184	204
連 結 経 常 利 益	16	16	22	29
連 結 当 期 純 利 益	11	27	17	26
連 結 包 括 利 益	9	27	50	14
連 結 純 資 産 額	316	337	382	380
連 結 総 資 産	6,834	6,955	7,124	7,298

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

② 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
預 金	6,354	6,470	6,600	6,754
定 期 性 預 金	4,356	4,379	4,399	4,474
そ の 他	1,997	2,091	2,200	2,279
貸 出 金	5,140	5,193	5,269	5,425
個 人 向 け	1,923	1,950	1,928	1,969
中 小 企 業 向 け	2,779	2,840	2,933	3,067
そ の 他	437	401	407	387
商 品 有 価 証 券	0	0	0	0
有 価 証 券	931	746	936	988
国 債	544	375	468	527
そ の 他	386	371	467	460
社 債	15	15	20	20
総 資 産	6,838	6,954	7,122	7,287
内 国 為 替 取 扱 高	21,832	21,089	21,571	22,480
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 508	百万ドル 597	百万ドル 572	百万ドル 118
経 常 利 益	百万円 1,619	百万円 1,564	百万円 2,229	百万円 2,962
当 期 純 利 益	百万円 1,094	百万円 2,693	百万円 1,726	百万円 2,594
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 錢 10 53	円 錢 30 58	円 錢 18 61	円 錢 29 58

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額を自己株式数を控除した期中の平均発行済普通株式数で除し、単位未満を四捨五入して算出しております。

(3) 企業集団及び当行の使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事 業 者 名	当 年 度 末	前 年 度 末
株 式 会 社 南 日 本 銀 行	659人	684人
南九州サービス株式会社	0人	0人
なんぎんリース株式会社	1人	1人
合 計	660人	685人

注 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 2. 南九州サービス(株)、なんぎんリース(株)の使用人には、(株)南日本銀行からの出向者は含まれておりません。

② 当行の使用人の状況

使 用 人 数	当 年 度 末	前 年 度 末
平 均 年 齢	40年 4月	39年11月
平 均 勤 続 年 数	17年 3月	16年 7月
平 均 給 与 月 額	382千円	375千円

注 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

① 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
鹿児島県	うち出張所 56店 (2)	うち出張所 55店 (1)
宮崎県	2 (一)	2 (一)
熊本県	4 (一)	4 (一)
福岡県	2 (一)	2 (一)
東京都	1 (一)	1 (一)
合 計	65 (2)	64 (1)

注 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動預払機を102台所（前年度末108台所）設置しております。

② 当年度新設営業所

平成25年9月に上川内出張所（川内支店内）を開設いたしました。

平成26年2月に上川内出張所を新築移転オープンいたしました。

注 当年度において、ニシムタ上川内店に共同出張所（当行幹事、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫が参加）の形式にて店舗外現金自動預払機を新設いたしました。

なお、サンシード出張所、鹿児島合同庁舎共同出張所（鹿児島相互信用金庫幹事）、サンクス霧島丸尾店出張所、サンクス東郡元店出張所、枕崎市役所出張所、指宿市役所共同出張所（当行幹事）、天文館リバティハウス共同出張所（当行幹事）の計7台所の店舗外現金自動預払機については廃止いたしました。

(5) 企業集団の設備投資の状況

① 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,040
---------	-------

② 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
上川内出張所新店舗関係	132
M2ビル関係	129
西谷山出張所新店舗関係	121
伊集院支店新店舗関係	59

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年 月 日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率
なんぎんリース株式会社	鹿児島市中央町26番18号	リース業務	昭和60年7月4日	百万円 70	% 68 (7)
南九州サービス株式会社	鹿児島市泉町2番3号4F	現金等輸送業務	昭和59年3月1日	10	50

- 注 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行議決権比率は、直接所有と間接所有等の合計比率で記載し、() 内は間接所有等の比率であります。
3. 当期の連結経常収益は204億80百万円、連結当期純利益は26億11百万円であります。

② 重要な業務提携の概況

- イ. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ロ. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫268金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合136組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連774（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ハ. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- 二. ゆうちょ銀行との提携により、SCS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ホ. 九州地区第二地銀6行で勘定系及び対外系システム等オンラインシステムを共同利用しております。

- ヘ. 宮崎太陽銀行、豊和銀行と3行のお取引先に対する経営支援を通じて地域経済の活性化に貢献するため、「3行合同地域再生支援委員会」を設立するとともに、各行において、あおぞら銀行グループと「九州地域活性化ファンド（あおぞら銀行グループ設立）」を活用したお取引先の事業再生支援に関する業務提携を行っております。
- ト. 取引先企業の再生支援強化のために鹿児島県内に本店を置く、当行を含む7金融機関（当行、鹿児島銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、奄美大島信用組合）と鹿児島県信用保証協会及び鹿児島県中小企業再生支援協議会が参加して株式会社ドーガン・インベストメントと「かごしま企業再生ファンド」を活用した「業務協力協定」を締結しております。
- チ. セブン銀行とのATM利用提携を平成26年4月14日より開始しております。CAFIS接続方式で当行キャッシュカードのセブン銀行ATM利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況（平成25年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
森 俊英	代表取締役頭取	事業組合システム バンキング九州共同センター理事長	
齋藤眞一	代表取締役専務		
是枝良実	常務取締役 人事総務部長兼人材開発室長		
新留孝二	取締役 本店営業部長		
松下弘志	取締役 審査部長		
春山慶次郎	取締役 営業統括部長兼支店支援室長		
高田守國	取締役（社外）		鹿児島県出納長、副知事を歴任するなど財務・会計に関して相当程度の知見を有するものであります。
福元浩一郎	監査役（常勤）		
永山在紀	監査役（社外）	南国殖産株式会社 代表取締役社長	南国殖産株式会社の代表取締役社長であり、同社の経理部門を所管する役員を歴任するなど、財務・会計に関して相当程度の知見を有するものであります。
山原芳樹	監査役（社外）	鹿児島大学 名誉教授	

注 1. 当行は、高田守國氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

2. 村田一明氏は、平成25年6月27日付で監査役を辞任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	9人	137
監査役	4人	23
計	13人	160

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 取締役の報酬等には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬49百万円を含んでおります。
 3. 株主総会で定められた役員に対する報酬限度額は、取締役について年額200百万円以内、監査役について年額45百万円以内であります。
 4. 役員賞与は支給しておりません。
 5. 平成23年6月に役員退職慰労金制度を廃止しており、平成23年7月以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。
 6. 平成25年6月に退任した取締役2名に対して役員退職慰労金（打ち切り支給分）を41百万円、監査役1名に対して役員退職慰労金（打ち切り支給分）を4百万円支給しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
永山在紀	南国殖産株式会社は、当行と通常の銀行取引があります。
山原芳樹	鹿児島大学は、当行と通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
高田守國	10年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会13回全てに出席	必要に応じ、行政の豊富な経験を生かし、高い見識から発言を行っております。
永山在紀	7年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会13回のうち6回出席 当事業年度開催の監査役会13回のうち9回出席	必要に応じ、主に経営者としての豊富な経験と高い見識から発言を行っております。
山原芳樹	3年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会には13回全てに出席 当事業年度開催の監査役会には13回全てに出席	必要に応じ、学識者としての高い見識と幅広い経験から発言を行っております。

(3) 責任限定契約

当行と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3人	10	—

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	320,000千株
A種優先株式	320,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	80,964千株
A種優先株式	30,000千株

注 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 普通株式の株式数には自己株式(405,678株)を含んでおります。

(2) 当年度末株主数

普通株式	5,633名
A種優先株式	1名

(3) 大株主

① 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社みずほ銀行	3,948	4.90%
南日本銀行行員持株会	3,909	4.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	3,088	3.83%
株式会社福岡銀行	2,808	3.48%
財団法人岩崎育英文化財団	2,384	2.95%
明治安田生命保険相互会社	2,276	2.82%
西日本信用保証株式会社	2,172	2.69%
みずほ信託銀行株式会社	2,157	2.67%
共栄火災海上保険株式会社	2,011	2.49%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	1,953	2.42%

② A種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社整理回収機構	30,000	100.00%

注 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 普通株式の持株比率は、自己株式(405,678株)を控除して計算しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他の
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 工藤雅春 指定有限責任社員 山内正彦 指定有限責任社員 柴田祐二	40	(非監査業務) 外国口座税務コンプライアンスアドバイザリー業務に関する報酬が1百万円あります。

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。
3. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、41百万円であります。
4. 当行と会計監査人との間で、会社法第427条第1項に定める責任限定契約は締結しておりません。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当行における「内部統制システム構築の基本方針」は、以下の通りです。

「内部統制システム構築の基本方針」

当行は、会社法及び会社法施行規則等に基づき、以下のとおり、当行の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）を整備する。

1.取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守をあらゆる企業活動の前提とし、代表取締役が繰り返し取締役及び使用人に伝えることにより徹底する。
- (2) コンプライアンス基準等を、取締役及び使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (3) コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する事項を審議・決定する。
- (4) 事業年度ごとに取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実施状況をフォローワーク検することによりコンプライアンスを徹底する。
- (5) 経営企画部を主担当部とし、本部各部及び営業店にコンプライアンス担当者を配置して、コンプライアンスに関する情報を一元的に管理する。
- (6) 取締役及び使用人を対象としたコンプライアンス研修、全店統一勉強会等を実施する。
- (7) 事故防止のため職員の人事ローテーションや連続休暇制度を実施する。
- (8) コンプライアンス基準に基づき、取締役及び使用人が法令上疑義のある行為等を直接情報提供することについて、取締役及び使用人の全てに周知する。
- (9) 財務報告の適切性を確保するために、経営企画部リスク統括グループを主担当部署として、必要な内部統制体制を構築する。
- (10) 社会秩序や健全な企業活動を齎かず反社会的勢力及び団体とは、銀行単体のみならず他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含めた一切の関係を遮断し、別途定める『反社会的勢力に対する基本方針』に基づき、反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固たる態度で対応する。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保存する。
- (2) 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクの管理体制、リスク管理方針・計画、リスクの測定・評価・管理、報告、検査および問題点の是正等を定めたリスク管理基準に基づき、リスク管理体制を強固なものにする。

(2) 各種リスクの管理担当部は、リスク管理の状況をリスクカテゴリーに応じてALM委員会もしくはリスク管理委員会へ報告し、これらの委員会において管理及び対策等を協議・決定する。リスク管理の運営・統括は経営企画部が行う。

(3) 内部監査部門は、内部監査計画に基づいて各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会へ報告する。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 事務分掌・取締役会規程等に基づき、取締役の職務執行の効率化を図る。

(2) コンプライアンスに関する諸問題については、コンプライアンス委員会において審議したうえで、取締役会に付議する。

5.当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 連結子会社等管理規程に基づき、子会社等の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、子会社等から適時に業務の状況の報告を受ける。

(2) 子会社等のコンプライアンス体制、リスク管理体制及び情報管理体制については、経営企画部が指導・監督し、子会社等を含めた当行のグループ全体として、適正な体制が確保されるようにする。

(3) 内部監査部門は、当行及び子会社等の内部監査を実施し、その結果を取締役会へ報告する。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役会と協議のうえ必要な人員を監査役室に配置する。

(2) 監査役室に所属する使用人は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。

(3) 監査役室に所属する使用人の任命及び異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

7.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人が法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等の情報を得たときは、コンプライアンス基準に基づき監査役へ報告することができることを、取締役及び使用人の全てに周知する。

8.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、監査役監査が実効的に行われることを確保する。

(2) 代表取締役は、監査役会と定期的に、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。

[連結計算書類]

第106期末 (平成26年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	66,128	預 金	675,396
コールローン及び買入手形	10,000	コールマネー及び売渡手形	205
商 品 有 価 証 券	47	借 用 金	0
金 銭 の 信 託	490	社 会 債	2,000
有 価 証 券	98,860	そ の 他 負 債	2,410
貸 出 金	540,722	退職給付に係る負債	5,557
外 国 為 替	660	睡眠預金払戻損失引当金	286
リース債権及びリース投資資産	1,396	偶発損失引当金	472
そ の 他 資 産	2,610	再評価に係る繰延税金負債	1,745
有 形 固 定 資 産	12,724	支 払 承 諾	3,775
建 物	2,351	負 債 の 部 合 計	691,849
土 地	9,307	(純資産の部)	
リース資産	14	資 本 金	16,601
建 設 仮 勘 定	54	資 本 剰 余 金	8,874
その他の有形固定資産	996	利 益 剰 余 金	7,076
無 形 固 定 資 産	486	自 己 株 式	△140
ソ フ ト ウ エ ア	370	株 主 資 本 合 計	32,412
リース資産	29	その他有価証券評価差額金	3,737
その他の無形固定資産	86	土地再評価差額金	2,880
繰 延 税 金 資 産	5,701	退職給付に係る調整累計額	△1,019
支 払 承 諾 見 返	3,775	その他の包括利益累計額合計	5,598
貸 倒 引 当 金	△13,626	純 資 産 の 部 合 計	38,010
投 資 損 失 引 当 金	△119	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	729,860
資 産 の 部 合 計	729,860		

第106期（平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで）連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 資 常 金	常 金 運 収 用	20,480
貸 有 価	出 証 券 金 利	15,837
預 け	利 手 利	13,268
役 そ の 業	の 他 取 他 利	1,306
役 そ の 業	の 他 取 他 利	28
役 そ の 業	の 他 取 他 利	34
役 そ の 業	の 他 取 他 利	1,199
役 そ の 業	の 他 取 他 利	1,795
役 そ の 業	の 他 取 他 利	777
役 そ の 業	の 他 取 他 利	2,070
役 そ の 業	の 他 取 他 利	2
経 資 預 金	常 調 用	2,067
経 資 預 金	常 調 用	17,493
預 用	利 手 利	684
借 用	利 手 利	588
社 の 業	利 手 利	0
役 そ の 業	利 手 利	0
役 そ の 業	利 手 利	67
役 そ の 業	利 手 利	28
役 そ の 業	利 手 利	1,725
役 そ の 業	利 手 利	225
役 そ の 業	利 手 利	11,618
役 そ の 業	利 手 利	3,239
役 そ の 業	利 手 利	2,490
役 そ の 業	利 手 利	749
経 特 固 定	常 別 資 别	2,987
特 固 減 金 人	定 定 資 損 整 前 税	0
税 法 法 法	調 住 税 税 等	75
少 少 当	株 主 振 益 株	41
	数 期 純 利	33
	数 期 利	223
	数 期 利	77
	数 期 利	2,912
	数 期 利	301
	数 期 利	2,611
	数 期 利	—
	数 期 利	2,611

**第106期 (平成25年4月1日から)
平成26年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書**

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	16,601	8,874	5,041	△135	30,381
当期変動額					
剩余金の配当			△629		△629
当期純利益			2,611		2,611
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		△0		0	0
土地再評価差額金の取崩額			53		53
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△0	2,035	△4	2,030
当期末残高	16,601	8,874	7,076	△140	32,412

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	4,906	△0	2,933	—	7,840	38,221
当期変動額						
剩余金の配当						△629
当期純利益						2,611
自己株式の取得						△4
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩額						53
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,169	0	△53	△1,019	△2,242	△2,242
当期変動額合計	△1,169	0	△53	△1,019	△2,242	△211
当期末残高	3,737	—	2,880	△1,019	5,598	38,010

[計算書類]

第106期末 (平成26年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科 (資産の部)	目 預け	金額	科 (負債の部)	目 預	金額
現金預け	現預け	66,128	預	金	675,416
コ商一品商金有	ル口有品の金有	15,126	当	金	12,186
金有	國信	51,002	普	金	206,699
金有	方	10,000	貯	金	2,683
貸割手証当外	その他出	47	通	金	1,987
そ	手貸	47	定	金	438,608
そ	引形書	490	そ	金	8,651
そ	座	98,872	の	金	4,600
そ	社	52,782	マ	金	205
そ	の	910	他	金	0
そ	の	16,434	用	金	0
そ	の	13,294	入	金	2,000
そ	の	15,450	他	金	1,928
そ	の	542,520	決	替	137
そ	の	3,539	払	税	98
そ	の	36,174	受	利	651
そ	の	460,960	員	負	516
そ	の	41,845	補	債	97
そ	の	660	派	債	3
そ	の	654	除	負	0
そ	の	6	他	當	46
そ	の	1,397	付	金	20
そ	の	124	業	金	356
そ	の	519	付	金	3,978
そ	の	0	融	金	286
そ	の	751	一	金	472
有形固定資	形固資	12,680	產	債	1,745
無形固定資	形固資	2,351	本	合	3,775
無形固定資	形固資	9,307	利	計	689,809
無形固定資	形固資	20	資		
無形固定資	形固資	54	資		
無形固定資	形固資	947	資		
無形固定資	形固資	484	資		
無形固定資	形固資	368	資		
無形固定資	形固資	29	資		
無形固定資	形固資	86	資		
無形固定資	形固資	5,154	資		
無形固定資	形固資	3,775	資		
無形固定資	形固資	△13,392	資		
投資損失引当	資産の部合計	△119	資		
投資損失引当	資産の部合計	728,700	資		
			負債及び純資産の部合計		728,700

第106期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目							金額
特	固	定	別	資	産	利	益
特	固	定	別	資	産	処	分
減	引	前	當	期	純	利	益
税	人	税、	住	民	及	業	税
法	人	人	税	等	調	事	額
法	当	期	税	等	等	整	計
				純	利	合	益
							0
							75
							41
							33
							2,887
							213
							79
							293
							2,594

**第106期 (平成25年4月1日から)
株主資本等変動計算書**

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	16,601	7,500	1,403	8,904
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
利益準備金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
土地再評価差額金の取崩額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	△0	△0
当期末残高	16,601	7,500	1,403	8,903

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式
	利 益 準 備 金	その他の利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計	
当期首残高	326	4,562	4,889	△135
当期変動額				
剰余金の配当		△629	△629	△629
当期純利益		2,594	2,594	2,594
利益準備金の積立	125	△125		—
自己株式の取得				△4
自己株式の処分				0
土地再評価差額金の取崩額		53	53	53
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	125	1,892	2,018	△4
当期末残高	452	6,455	6,908	△140
				32,273

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,906	△0	2,933	7,840	38,099
当期変動額					
剰余金の配当					△629
当期純利益					2,594
利益準備金の積立					－
自己株式の取得					△4
自己株式の処分					0
土地再評価差額金 の取崩額					53
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△1,168	0	△53	△1,222	△1,222
当期変動額合計	△1,168	0	△53	△1,222	791
当期末残高	3,737	－	2,880	6,617	38,890

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 南日本銀行
取締役会御中

平成26年5月12日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 工藤 雅春	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山内 正彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 柴田 祐二	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社南日本銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社南日本銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 南日本銀行
取締役会御中

平成26年5月12日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 工藤 雅春	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山内 正彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 柴田 祐二	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社南日本銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月16日

株式会社 南日本銀行 監査役会

常勤監査役 福元 浩一郎 ㊞
社外監査役 永山 在紀 ㊞
社外監査役 山原 芳樹 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案するとともに、平成25年9月4日に創業100周年を迎えることができましたことから、記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金5円50銭（普通配当5円、記念配当50銭）、A種優先株式1株につき、定款の定めにより金7円05銭を配当いたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は654,572,421円となります。

（普通株式：443,072,421円、A種優先株式：211,500,000円）

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成26年6月30日（月）といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

利益準備金 130,914,484円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 130,914,484円

第2号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（7名）が任期満了となります。つきましては今後の経営体質の強化を図るため、取締役を1名増員して取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
①	もり とし ひで 森 俊 英 (昭和21年12月14日生)	昭和44年4月 株式会社富士銀行入行 平成7年5月 同行営業第四部長 平成12年6月 同行退職 平成12年6月 当行入行専務取締役 平成16年6月 当行取締役副頭取 平成18年6月 当行取締役頭取 現在に至る (重要な兼職の状況) 事業組合 システムバンキング九州共同センター理事長	普通株式 74,000株
②	さい とう しん いち 齋 藤 真 一 (昭和27年8月27日生)	昭和50年4月 当行入行 平成5年6月 当行宮田通支店長 平成13年2月 当行卸本町支店長兼市内第三ブロック長 平成17年6月 当行取締役証券・国際部長 平成19年6月 当行取締役総合企画部長兼内部統制室長 平成21年6月 当行常務取締役経営企画部長 平成22年10月 当行常務取締役経営企画部長兼経営計画推進室長 平成25年6月 当行専務取締役 現在に至る	普通株式 42,000株
③	これ えだ よし み 是 杉 良 実 (昭和29年3月9日生)	昭和52年4月 当行入行 平成9年2月 当行鴨池新町支店長 平成13年10月 当行国分支店長兼姶良ブロック長 平成19年6月 当行取締役営業推進部長 平成23年2月 当行取締役本店営業部長 平成25年6月 当行常務取締役人事総務部長兼人材開発室長 現在に至る	普通株式 41,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
(4)	まつ しら ひろ し 松下 弘志 (昭和32年8月21日生)	昭和55年4月 当行入行 平成10年8月 当行人吉支店長 平成17年10月 当行武町支店長兼市内第一ブロック長 平成19年2月 当行総合企画部部長代理 平成21年4月 当行審査部次長 平成22年6月 当行審査部長 平成23年2月 当行執行役員審査部長 平成25年6月 当行取締役審査部長 現在に至る	普通株式 15,000株
(5)	はる やま けいじろう 春山 慶次郎 (昭和34年2月25日生)	昭和58年4月 当行入行 平成14年4月 当行吉野支店長 平成19年7月 当行審査部部長代理 平成20年4月 当行加世田支店長兼加世田ブロック長 平成23年2月 当行卸本町支店長 平成24年6月 当行執行役員卸本町支店長 平成25年6月 当行取締役営業統括部長兼支店支援室長 現在に至る	普通株式 21,000株
(6)	たか だ もり くに 高田 守國 (昭和15年12月14日生)	昭和41年10月 鹿児島県入庁 平成8年4月 同県企画部長 平成11年3月 同県退職 平成11年4月 同県出納長就任 平成13年4月 同県副知事就任 平成14年6月 同県副知事退職 平成15年6月 当行監査役 平成24年6月 当行取締役 現在に至る	普通株式 10,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
⑦	いち つば こう じ ※市坪功治 (昭和36年12月27日生)	昭和59年4月 当行入行 平成16年10月 当行上町支店長 平成18年4月 当行総合企画部企画課長 平成21年4月 当行総合企画部部長代理 平成23年7月 当行中央支店長兼宮田通支店長兼市内第一ブロック長 平成25年6月 当行執行役員経営企画部長兼経営計画推進室長 現在に至る	普通株式 14,000株
⑧	しょう の かず ひろ ※正野和広 (昭和37年6月8日生)	昭和60年4月 当行入行 平成14年10月 当行東谷山支店長 平成17年10月 当行鴨池支店長 平成19年7月 当行鹿屋支店長兼笠之原支店長兼大隅ブロック長 平成21年2月 当行本店営業部部長代理 平成22年6月 当行営業統括部次長 平成23年2月 当行営業統括部支店支援室長 平成24年6月 当行執行役員営業統括部支店支援室長 平成25年6月 当行執行役員卸本町支店長 現在に至る	普通株式 17,000株

- 注 1. ※印は新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 高田守國氏は、社外取締役候補者であります。
4. 高田守國氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏より既に11年間当行の社外役員として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただきており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際し、その豊富な経験と高い見識を生かし適切な指導と提言をいただけるものと期待し、社外取締役候補者として選任しております。
5. 高田守國氏の当行社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当行は高田守國氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項が定める額とする責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
7. 当行は、高田守國氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が取締役に選任され、就任した場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役永山在紀氏、山原芳樹氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
①	なが やま あり のり 永 山 在 紀 (昭和15年5月3日生)	昭和40年4月 積水化学工業株式会社入社 平成5年4月 同社東京支店長 平成8年6月 同社退社 平成8年7月 南国殖産株式会社入社常勤顧問 平成8年12月 同社取締役企画部長 平成9年12月 同社常務取締役 平成16年12月 同社代表取締役社長 平成18年6月 当行監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 南国殖産株式会社代表取締役社長	—
②	やま はら よし き 山 原 芳 樹 (昭和17年5月11日生)	昭和44年7月 鹿児島大学助手教養部採用 昭和45年7月 鹿児島大学講師教養部 昭和50年10月 鹿児島大学助教授教養部 昭和63年10月 鹿児島大学教授教養部 平成9年4月 鹿児島大学教授教育学部(国際理解教育) 平成20年3月 鹿児島大学退職 平成20年4月 鹿児島大学名誉教授 平成22年6月 当行監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 鹿児島大学名誉教授	—

注 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

2. 永山在紀氏、山原芳樹氏は社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由について

(1) 永山在紀氏につきましては、南国殖産株式会社の代表取締役社長であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当行社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

(2) 山原芳樹氏につきましては、長年の研究者として培われた専門知識及び経験等を、当行の経営全般の監視に生かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、教育学者および共通教育委員会委員長としての経験と見識に鑑み、会社の監査業務に充分な見識を有しておられ、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。

なお、同氏の当行社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

4. 当行は永山在紀氏、山原芳樹氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項が定める額とする責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

以上

〈メモ欄〉

〈文 毛 欄〉

〈文 毛 欄〉